

浦添市てだこ浦西駅周辺  
土地区画整理組合



組合だより 第4号

令和2年2月5日発行

発行：浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合

令和2年 新春のご挨拶

立春の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本組合事業に対し格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年10月に沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」が開業し、那覇空港や那覇市街への移動が格段に向上いたしました。

本地区周辺ではパーク&ライド駐車場の運用開始、「県道浦西停車場線」の供用、「県道浦添西原線バイパス」の暫定供用が開始され、交通結節点としての役割が着実に進められております。

本組合事業においても、モノレール駅周辺の整備に向け、21街区の一体的開発事業者等の公募を行い、浦添市のシンボルとなる施設を計画しており、核施設となる商業施設等の開業に向け、「前田浦西線」の暫定供用が開始されるなど、道路等の基盤整備も急ピッチで進めております。

本年も《浦添市の東の玄関口として沖縄（アジア）を代表するまちづくり》を実現するため、これまで以上に皆様方のご協力が必要となりますので、ご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願いいたします。

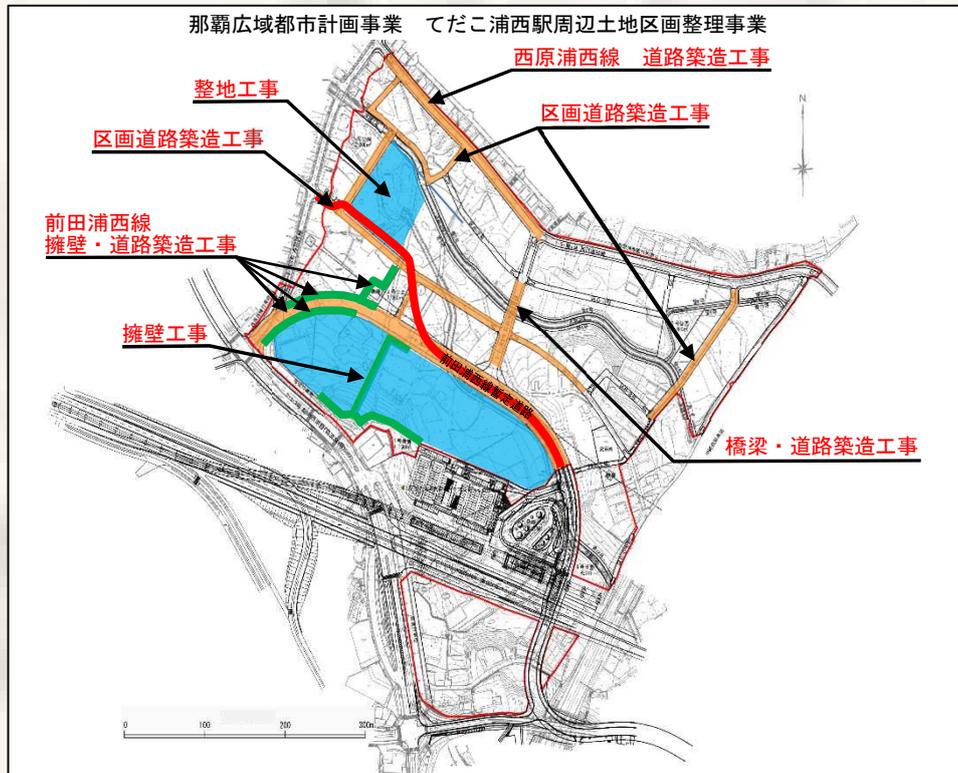
浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合  
理事長 又吉 真孝



## — 現在の工事箇所・工事予定 —

現在下図のとおり工事を行っております。工事施工の際は、安全対策と事故防止に最善の努力をいたしますが、大型の工事車両が頻繁に通行することになりますので、特にお子様が現場に近づかないようご注意ください。

皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いします。



## — 「てだこ浦西駅」が開業しました！ —

沖縄都市モノレール（ゆいレール）の新しい終着駅として「てだこ浦西駅」が、昨年10月1日に開業いたしました。

駅周辺では約1000台収容できる「パーク&ライド」駐車場の運用も開始され、中北部から車で来てモノレールに乗り換えることで、那覇空港にも那覇市街の交通渋滞を気にすることなく直接行けるようになったことで各段に利便性が高くなりました。

今後（仮称）幸地ICが完成することにより、交通結節点としてますます中北部との交通・交流の広がりが期待されます。

※昨年11月11日（月）にゆいレール貸切乗車会（てだこ浦西駅～那覇空港駅（往復））を開催致しました。

多数の参加者により盛会のうちに終了することができました。

参加者の皆様、沖縄都市モノレール株式会社様、ご協力ありがとうございました。





## — 前田浦西線の暫定供用開始について —

沖縄都市モノレールてだこ浦西駅へのアクセス道路として、前田浦西線の暫定供用を開始いたしました。

なお、引き続き関連工事に伴う交通規制を予定しています。ご通行の皆様、地域の皆様には、ご不便ご迷惑をおかけいたしますが何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 【前田浦西線の暫定道路供用開始実施箇所（赤線）】



## — 活動報告 —

以下のとおり総会を開催し、皆様のご理解ご協力によりすべての議案について承認をいただきました。

### ■第8回総会（令和元年10月16日）

- 議案第1号 平成31年（令和元年）度経費収入支出補正予算について
- 議案第2号 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法について
- 議案第3号 債務負担行為について
- 議案第4号 仮換地の一部指定変更について
- 議案第5号 保留地の一部変更について
- 議案第6号 諸規程の一部変更について
- 議案第7号 財産の処分について





# — 組合からのお知らせ —

## ●各種証明書の発行について

仮換地指定がされたことにより、土地の売買や金融機関からの借入等を行う場合にその土地を証明するものとして、以下の証明が必要となる場合があります。

これらの証明については、組合事務所に発行いたしますので、印鑑（認印）をご持参の上申請して下さい。なお、地権者の代理で申請する場合には委任状が必要です。

- 仮換地証明 ⇒ 従前の土地がどのような仮換地になっているかを証明するものです。
- 該当地番証明 ⇒ 指定された仮換地と重なる従前地を示すことで仮換地の位置を証明するものです。
- 保留地証明 ⇒ 保留地の位置、地積等を証明するものです。

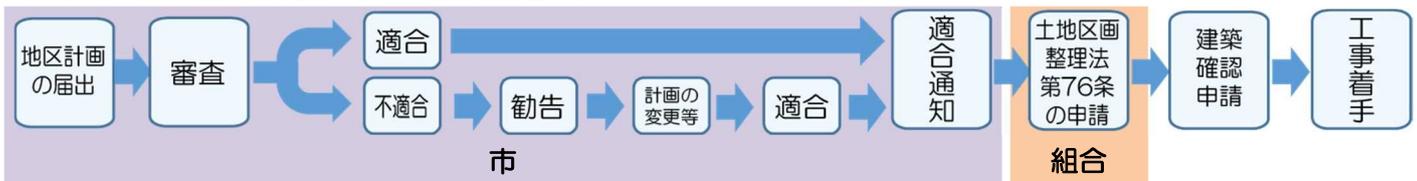
### 各種証明等手数料

(1) 仮換地証明	1 件につき	300 円
(2) 該当地番証明	1 件につき	300 円
(3) 保留地証明	1 件につき	300 円
(4) その他の証明	1 件につき	300 円
(5) 仮換地案内図 1/2500	1 件につき	100 円
(6) 仮換地図 1/500 A3迄	1 件につき	100 円
(7) 事業計画設計図 1/2500	1 件につき	200 円
(8) コピー（カラー）A3迄	1 件につき	200 円
(9) コピー（白黒）A3迄	1 件につき	100 円

## ●地区内の建築行為等には許可が必要です

建築物その他の工作物の新築、改築や、土地形質の変更等を行う場合は、土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の許可を得る必要があります。また地区計画に定められたまちづくりのルールを守るため、建築確認申請に先立ち、浦添市にその設計内容などについて地区計画の届出が必要になります。

※詳しくは組合又は浦添市にご相談ください。



## ●土地の権利の異動等の届出について

土地の所有権異動（相続を含む）や分・合筆をされる場合は、仮換地の内容に変更が生じる場合がありますので、事前に組合にご相談ください。なお、手続き完了後は、登記事項証明書等の写しを必ず組合へ提出ください。また、住所変更をされた場合も、住民票の写しを組合へ届出ください。

## ●共有の土地は代表者の届出が必要です

土地区画整理法第130条の規定により、共有名義の土地は、原則として1つの土地として取り扱うため、共有名義の土地をお持ちの方は、その土地の代表者を決めていただき、組合へ届け出てください。（登記名義人が亡くなっていて相続登記の手続きを行っていない方についても同様です）

## ●固定資産税の減免について

従前地と仮換地のどちらも使えない状況になった場合は、固定資産税の減免制度があります。ただし、個人申請が必要になりますので、浦添市（資産税課）へ申請書類を提出して下さい。浦添市が内容を審査します。

※各申請書・届出書はホームページからダウンロードしていただけます

### てだこ浦西駅周辺地区のまちづくりに関する問い合わせ先

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合  
 住所：〒901-2102 浦添市前田2丁目18番15号  
 電話：098-988-4812 FAX：098-988-4813  
<https://www.tedakouranishi.com/>  
 執務時間：8:30~17:15（12:00~13:00は休憩時間）土日、祝日は休務

